

(一社)長崎県地質調査業協会 様  
長崎県測量設計コンサルタンツ協会 様  
建設コンサルタンツ協会九州支部 様  
長崎県建設コンサルタント協会 様

建設企画課長

## 労働環境改善の取り組み(試行)について

標記について、下記のとおり取り組みを実施していきますので、協会員の皆様へ周知をお願いします。

### 1. 目的

設計業務等において業務を円滑かつ効率的に進めるため、従来より受発注者間のコミュニケーション円滑化に係わる取り組みとして合同現地踏査、ワンデーレスポンスを実施しているところですが、新たに受発注者間の相互において、労働環境の改善に繋がるルールを定め、計画的に業務を履行することで労働環境を改善し、今後、更なる業務の円滑な実施に努めると共に魅力ある建設業界の創造に努める。

### 2. 対象業務

天候等により進捗が左右される外業が少ない業務を対象とし、平成29年4月1日以降に起工する設計業務を対象とする。

### 3. 受発注者間の相互における取組内容

取組内容については、定時退社などの労働環境改善の取り組みが各企業で異なることが考えられるため、以下に示す項目を参考として、受発注者間で調整のうえ取り組む内容を設定し実施する。(複数可)

- (1) 月曜日は依頼の期限日としない(マンデイ・ノーピリオド)
- (2) 金曜日は依頼しない(フライデイ・ノーリクエスト)
- (3) 週1回以上は定時に帰るよう心がける(ワンウィーク・ノーオーバータイム)
- (4) 17時以降の打合せは行わない(オーバーファイブ・ノーミーティング)
- (5) その他、取り組みが必要と思われる内容

### 4. 取り組みの進め方

本試行の対象業務については、特記仕様書に労働環境改善の取組について記載するものとする。契約後、業務計画書作成前に受発注者間協議を行い、取組内容を決定する。なお、実施にあたっては、取組内容を業務計画書(15)その他に記載するものとする。

## 補則説明

### 作業手順

- (1) 発注者は設計業務について、特記仕様書に労働環境改善の取組について記載する。  
↓
- (2) 契約後、業務計画書作成前に受発注者間協議にて取組み内容を決定する。  
↓
- (3) 受注者は取組内容を業務計画書（15）その他に記載する。  
↓
- (4) 受発注者は取組みを遵守しながら業務を履行する。

## 設計業務等総則（標準例）

- 第 条 本特記仕様書は、「国道〇〇〇号 〇〇〇詳細設計業務委託」に適用する。
- 第 条 本業務は、本特記仕様書によるほか土木設計（測量、調査）業務等共通仕様書（平成29年4月長崎県土木部）により実施するものとする。
- 第 条 共通仕様書第1107条第3項でいうこれと同等の経験を有する技術者とは、主任技師相当以上とし大学卒業後18年以上、短大・高専卒業後23年以上、高校卒業後28年以上の経験年数を有する技術者をいう。
- 2) 共通仕様書第1108条第2項でいうこれと同等の経験を有する技術者とは、主任技師相当以上とし大学卒業後18年以上、短大・高専卒業後23年以上、高校卒業後28年以上の経験年数を有する技術者をいう。
- 3) 共通仕様書第1108条第3項でいう照査計画の策定にあたっては、照査の方法、事項について監督職員と協議のうえ作成するものとする。
- 4) 共通仕様書第1108条第4項でいう成果物の照査については、次のとおり行うものとする。
- (1) 本業務における基本事項の照査は、「詳細設計照査要領」（平成11年3月（社）九州建設弘済会発行）に基づき実施するものとする。また、同要領に基づき作成した資料は、共通仕様書第1108条第5項に規定する報告書に含めて提出するものとする。  
また、照査において適切と判断した内容及び照査において指導・指摘を行った過程が確認できる資料として、照査結果一覧を報告書に添付し、提出するものとする。
- (2) 本業務において、「設計業務成果品点検チェックリスト（九州地方整備局）」に該当する工種がある場合は、(1)に加えて、当該チェックリストによる照査を実施するものとし、照査報告書へ添付し、提出するものとする。
- (3) その他、照査計画書作成時において監督職員が指示した時
- 5) 当該業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務できないものとする。
- 第 条 報告書に担当者一覧表をつけるものとし、その場所は業務報告書の表紙の次のページに

記載する。また、工法、計算手法等については、その出典を明らかにし、明瞭・簡潔な報告書となるよう創意工夫すること。

なお、報告書は、下記により作成するものとする。

・報告書 A4版（金文字黒表紙） 2部、原稿一式、電子ファイル一式

なお、電子ファイルは、委託業務電子成果品作成要領（長崎県土木部）により作成すること。（委託業務電子成果品作成要領は長崎県のホームページを参照）

第 条 本特記仕様書及び添付図面は、本業務に必要な諸元及び資料のうち主要な事項のみを示したものであることからこれらに記載してない事項であっても、技術上必要と認められるものについては、責任をもって充足しなければならない。

第 条 設計協議は〇回以上とし、その時期等については監督職員と打合わせするものとする。また、業務着手時及び業務完了時には、管理技術者が立ち会うものとする。

第 条 （検査）（照査技術の配置を求めている場合）  
本業務の検査は、共通仕様書1118条第3項に規定している管理技術者の立会とともに、照査技術者が同席して受けること。

第 条 本業務の内容は、別紙数量総括表のとおりとするが、この数量に変更が生じた場合は契約変更の対象とする。

第 条 （条件明示）  
本業務の履行にあたっての履行条件を下記に明示するので、受注者は、業務計画書の作成時及び業務履行時においては、十分留意するものとする。  
なお、明示した実施条件に重大な変更が生じた場合は、協議の上で契約変更の対象とする。

#### 1. 工程関係

・部分的な工期の設定はない。

#### 2. 用地関係

・業務区域の用地について特に制約等はない。  
・業務区域の用地については、〇年〇月〇日に地元説明会を開催予定である。

第 条 （協働現地踏査）  
発注者及び受注者は、協働で現地踏査を実施するものとする。実施時期については、業務着手後速やかに行うことを原則とし、実施時期の変更、実施回数の追加が必要な場合は、監督職員と協議するものとする。協働現地踏査において確認した事項については、打合せ記録簿に記録し、受発注者間で相互に確認するものとする。

第 条 設計変更等については、契約書第18条から第25条及び長崎県土木設計（測量・調査）業務等共通仕様書第1105条及び第1120条から1124条に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「土木設計業務等変更ガイドライン 平成28年4月」（長崎県土木部）によることとする。

#### 第 条 （労働環境改善の取組）

1）本業務は、受発注者間の相互において労働環境の改善に関する取り組みを行い、労働環境の改善に努め、取組内容については、受発注者間にて調整のうえ実施に努めるものとする。また、実施にあたっては、取組内容を業務計画書に記載する。

2）本業務において、今後の労働環境改善のため、後日アンケートを実施する可能性がある。なお、本件に関する費用は計上しないものとする。